

立地環境デジタルプロモーション事業運営業務委託仕様書

1 業務名

立地環境デジタルプロモーション事業運営業務

2 目的

地方進出を検討する企業等に対し、WEB・SNS等広告を通じ、当県の魅力を伝え、企業誘致につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託業務の内容

(1) 概要

当県が所有する、立地環境や優遇制度、工業団地等をPRするウェブサイト・動画等について、WEB・SNS等に広告を出すことで、より多くの企業の閲覧・視聴を促す。

(2) 想定閲覧・視聴者

- ① 地方への工場立地や拠点設置を計画している企業（製造業、IT関連企業等）
- ② 意志決定権を握る企業のマネジメント層（役員、中間管理職等）
- ③ サテライトオフィスを活用した事業を計画している企業（IT関連企業、ベンチャー企業等）

(3) 広告期間

令和7年9月1日～令和8年2月28日の6か月間

(4) 事業内容

- ① 当県が保有するウェブサイト・動画等を活用し、ウェブ検索サイト及びSNS等へ出稿する。

※詳細は下記参照のこと。

- ・HP「あきた企業立地サポートガイド」
(<https://common3.pref.akita.lg.jp/kigyo-rich/index.html>)
- ・YouTubeチャンネル「あきた誘致ゆー部」
(<https://www.youtube.com/@user-bi4se8wi6t>)

- ② 広告媒体、広告手法（リスティング広告など）、頻度を提案すること。
- ③ リスティング広告を行う場合、検索ワードについては、委託者と受注者とで別途協議のうえ決定する。
- ④ 広告について、広告媒体ごとに随時アクセス解析を行い、月1回以上の分析及び見直しを行うこと。必要に応じ委託者と受託者とで協議のうえ、広告方法の一部を変更するものとする。

5 委託経費に含まれるもの

- (1) 業務に直接従事する従業員等の直接作業時間に対する人件費
- (2) 業務を行うために必要な機材購入費、運搬費、旅費、交通費・宿泊費、使用料・手数料
- (3) 業務実績報告書や納品物、各種資料の印刷製本に関する経費
- (4) 資料及び素材の収集、制作及びデザイン等にかかる経費
- (5) 使用する画像等にかかる肖像権、著作権などの権利関係の処理及び調整に係る経費
- (6) SNS等への広告経費
- (7) リーフレット等の作成経費
- (8) その他、必要と認められる経費

6 業務実績報告書類の提出

令和8年3月31日までに、業務実績報告書を提出すること。併せて、下記内容を記載した資料を作成し、添付すること。

- (1) 業務委託期間内における広告の表示回数及びアクセス数（広告媒体ごと）
- (2) 広告の効果等に関する分析結果
- (3) その他、必要と認められる事項

7 その他

- (1) 当県事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を遂行すること。
- (2) 本業務委託で作成された成果品に関する全ての所有権は委託者に帰属する。
- (3) この業務を遂行するにあたり受託者が第三者に損害を与えた場合、また業務遂行に際し受託者の従業員や機械・設備等に事故が発生した場合は、全て受託者の責任において解決する。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、委託業務の処理を一括して他の事業者へ委託してはならない。委託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ県の承諾を得ること。
- (6) この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、委託者と受託者との間で協議のうえ定めるものとする。